

堀川プレジャーボート対策の経緯

- ・H19 頃以降、出雲市長要望において係留船対策が出される。
- ・H22 プレジャーボート全国実態調査。大社堀川で 227 隻(うち漁船7隻)を確認
- ・H22.10.18 出雲市議会堀川水系対策協議会で説明を求められる。看板設置等実施。
- ・H24.2.6 大社地域協議会、同土木委員会名で堀川不法係留船の対策の要望書が出雲県土整備事務所長あて提出される。
- ・H24.3.28 堀川全川の船舶所有者 229 名(漁業者含む。)に所長名で移動通知文発出。
- ・H24.5.9 堀川プレジャーボート対策協議会立ち上げ、出雲県土整備事務所長が会長、出雲市(建設企画課)、同大社支所、大社広域交番、自治会代表、漁協支所長、小型船舶検査機構等。
- ・同年 7 月 11 日同会で「重点係留禁止区域」を設定、県報告示。以降、重点係留禁止区域の係留者を中心に 300 回以上の訪問指導を実施。
- ・H24.10、H25.2 出雲市議会堀川水系対策協議会。重点係留禁止区域設定等を説明。
- ・H25.5 国において「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」策定。
- ・放置艇対策三水域関係課担当者会議立ち上げ(河川課、漁港漁場整備課、水産課、事務局は港湾空港課 以降5回開催)。
- ・H25.10.22 第3回堀川プレジャーボート対策協議会。その後の状況等説明。重点係留禁止区域内 65 隻→18 隻、道路管理者と連携した取り組みなど。
- ・H26.3 堀川全川の船舶所有者 165 名(漁業者含む)に所長名で移動通知文発出。
- ・H26.9～10 プレジャーボート全国実態調査。堀川全体の不法係留船は172隻。(H22 年調査では、227 隻 55 隻の減少、重点係留禁止区域は H22 の 65 隻から 16 隻へ 49 隻の減少)
- ・H27.10.16 第 4 回堀川プレジャーボート対策協議会、出雲県土が管内放置艇対策基本方針(案)を提案、承認。
- ・H28.3.15 堀川プレジャーボート対策協議会第 10 回幹事会。
- ・H28 年度大社漁港の利用及び民間施設の拡張の実現可能性について検討。
- ・H28.6.29 JFしまね大社支所と協議、H28.9.28 堀川駐艇場と協議、H28.10.31 ピースマリンと協議、H29.3.18 中の島マリーナと協議。

平成 30 年 2 月 5 日 第 5 回堀川プレジャーボート対策協議会資料

- H29.8.25 堀川プレジャーボート対策協議会第 11 回幹事会。
- H29.10.20 出雲市議会堀川水系対策協議会。津波浸水想定設定・公表による重点係留禁止区域等の見直しを説明。
- H29.10.20 <啓発活動>大社地域自治協会連合会堀川美化清掃活動(地元32人 県5人)
- H29.12.1～ <規制強化>管内全体の不法占用物に対する警告
- H29.12 末現在 堀川全体の不法係留船 170 隻。うち重点係留禁止区域は 19 隻
- H30.1.10 堀川プレジャーボート対策協議会第 12 回幹事会。